

ここが知りたい！美しい宮崎づくり活動団体登録制度！

～ なんでもQ&A ～

Q1:美しい宮崎づくりとはどのような活動を指しますか？

A1:美しい宮崎づくりとは、宮崎県内の素晴らしい景観を守り、創り出し、生かすことによって魅力ある地域をつくることです。例えば、道路の清掃活動や公園等における花植え、サイクリングツアーの開催など、景観に関するあらゆる活動が該当します。

Q2:登録に必要な条件はありますか？

A2:次の全ての条件を満たす団体をご登録いただけます。

- 1 美しい宮崎づくりを現在行っている、又は行う予定であること
- 2 宮崎県内に事務所又は活動場所があること
- 3 活動団体の構成員が複数名であること
(ただし、暴力団など反社会的活動を行う団体等は登録できません。)

Q3:私たちの団体は規約や会則がありません。団体登録はできますか？

A3:規約や会則がない団体でもご登録いただけます。

Q4:私たちの団体は市民活動センターなどを利用して活動を行っています。事務所がなくても美しい宮崎づくり活動団体として認められますか？

A4:事務所がない団体でもご登録いただけます。

Q5:私たちの団体は活動を行うに当たって県・市町村から補助金の交付を受けています。団体登録はできますか？

A5:県や市町村からの補助金はもちろん、企業などからの助成金の交付を受けている団体でもご登録いただけます。

Q6:会社の事業そのものが美しい宮崎づくりに関するものなのですが、美しい宮崎づくり活動団体として登録できますか？

A6:ご登録いただけます。これまでも造園関係の企業などが登録されています。

Q7:登録されることでどのようなメリットがありますか？

A7:主なメリットは次の三つです。

- 1 美しい宮崎づくりに関する様々な情報を受け取れること
- 2 県による情報発信のサポートを受けられること
- 3 交流会等に参加し、活動団体同士の交流を深められること

Q8:登録されることでどのような情報を受け取れますか？

A8:美しい宮崎づくりに関連するイベントや表彰の募集案内のほか、他団体の活動状況などの情報を受け取ることができます。なお、これらの情報は電子メールにより配信いたします。

Q9: 私たちの活動を多くの人に知ってもらいたいのですが、どのようなサポートがありますか？

A9: 活動団体にご登録いただくと、県公式Facebookページ「美しい宮崎づくり」での情報発信が可能になります(編集者として自ら発信できます。)。また、県においても、活動に関する情報を県ホームページでご紹介するほか、他の活動団体にメールでお知らせいたします。さらに新聞やテレビなどの報道機関への情報提供も行っております。

県ホームページ(Facebookページ紹介) : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/utsukushii/shakaikiban/toshikekaku/20170420155143.html>
県ホームページ(活動団体一覧) : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/utsukushii/shakaikiban/toshikekaku/20170712151306.html>

Q10: 補助金など、活動に要する経費の支援はありますか？

A10: 県では、平成30年度予算に各団体の活動費の支援を盛り込んだ「美しい宮崎づくり推進事業」を計上したところです。このほか、活動に役立つ制度として、県が申請に応じ、植栽や建築、色彩など景観まちづくりに関する様々な分野の専門家を派遣する「宮崎県景観まちづくりアドバイザー制度」もごさいます(アドバイザーの旅費・謝金は県が負担します。)。詳細については、県ホームページをご覧くださいか、県都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 美しい宮崎づくり推進担当 ☎0985-24-0041 までお問い合わせください。

県ホームページ(景観まちづくりアドバイザー) : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/utsukushii/shakaikiban/toshikekaku/page00091.html>

Q11: 定期的に活動を報告するなどの義務はありますか？

A11: この制度は、登録団体の自主性を尊重し、その主体的な活動を応援するものであり、登録団体に対する義務はございません。

Q12: 登録するための手続きを教えてください。

A12: 登録申請書に必要な事項を御記入の上、宮崎県都市計画課美しい宮崎づくり推進担当までお送りください(法人の場合は役員名簿も併せてご提出いただきます。)。登録が完了しましたら、登録証を郵送します。

Q13: 申請書はどこで入手できますか？

A13: 県ホームページからダウンロードできます。また、県都市計画課でも配布いたします。

県ホームページ(活動団体登録申請) : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/utsukushii/shakaikiban/toshikekaku/index-02.html>

Q14: 登録に手数料は必要ですか？

A14: 手数料は不要です。

Q15: 登録申請に期限はありますか？

A15: 期限はございません。いつでも皆様からの申請を受け付けております。

平成30年4月1日作成

【お問い合わせ先】

〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1
宮崎県 県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室
美しい宮崎づくり推進担当
☎ 0985-24-0041 FAX: 0985-32-4456
E-mail utukushii@pref.miyazaki.lg.jp